

湖西市農業委員会議事録 (8 月)

招 集 年 月 日	令和 6 年 8 月 16 日（金）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		8 月 16 日（金） 午後 2 時 00 分			議 長		山本 敬博		
	閉 会		8 月 16 日（金） 午後 2 時 35 分			議 長		山本 敬博		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 14 名 （欠席 0 名） 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	森 浩司	○	9	石田 勝典	○				
	2	三浦 克明	○	10	尾崎 順彦	○				
	3	菅沼 純一	○	11	河邊 勝彦	○				
	4	荻野 範博	○	12	深田 征宏	○				
	5	小原 正通	○	13	山本 敬博	○				
	6	内山 勝洋	○	14	山本 佐代子	○				
	7	松井 栄二	○							
	8	鈴木 真聡	○							
会 議 録 署 名 委 員	1 番		森 浩司			2 番		三浦 克明		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長		木下 靖義			次 長		吉田 善行		
	副主任		朝倉 麻貴							
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 23 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 24 号 農地法第 5 条届出受理について									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和6年8月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、出席委員数は、定数 14 人のところ 14 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

お暑い中お集まりいただきありがとうございます。また、お忙しい中お時間を割いていただきありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 8 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長にお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 4 番の荻野範博委員、11 番の河邊勝彦委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 35 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 3 件です。

申請番号 40 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 40 番

及び図面の No.1 です。区分地上権者は、[] に本社を置き太陽光発電事業等を生業とする法人で、今回営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は [] 位置する農地です。審査をしたところ、農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

続きまして申請番号 41 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 41 番及び図面の No.2 です。申請地は [] にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で、14394 m²の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については甘夏を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。山本敬博委員、補足説明をお願いします。

山本委員 菅本委員と現地確認に行ってきました。この場所は、川に挟まれたところで、現況正直に言いますと林になっているようなところで、畑に変えるにはかなり手間暇かかると思いました。周りは [] さんの土地が多数あるということで、それを含めての売買申請とのことでしたので、何ら問題ないと思いました。以上です。

事 務 局 続きまして申請番号 42 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 42 番及び図面の No.3 です。申請地はそれぞれ []、[]、[] にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で、8913 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはバナナを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込ま

れるため、許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

佐原推進委員と現地確認に行っていました。4つある筆の上から3つ、図面でいうと上から2つはほぼ原野で、どちらかという農地から山林に戻した方がいいと思うようなところなんです。以前確かに畑とか何かしら耕作されていた痕跡は残されておりますが、現状耕作できるようなものにするのはかなり大変かなという気はします。それから作付け品目のバナナに関しても、谷の底のようなところなので、バナナの日当たりなどで作付けが適当なのかどうかというのは疑問に思うところです。それから一番下の三角形の畑のところですけども、[REDACTED] 抜ける道の一番外れになります。現況で既にオリーブが植わっておりますので、この件に関しては何ら問題ないと思います。以上のことを踏まえまして許可相当だと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第35号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は3件です。

申請番号29番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号29番、図面は戻りましてNo.1および別添資料1です。賃借人は、3条の番号40番の区分地上権者と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条で説明しましたとおり[REDACTED]に

位置する農用区域内農地です。審査をしたところ、農用区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、1.64㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地2320㎡のうち支柱部分2.86㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榦が106株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榦の樹高は約150cm以上、幅100cm以上となっております。2018年の植え付け開始後、2023年7月、2024年3月にそれぞれ10本ずつ榦を追加で植えつけられており、2年前にカミキリムシの被害により、全体的にかなり弱っていましたが、昨年から今年にかけてだいぶ持ち直してきている旨、知見者から意見をいただいております。今後も定期的に除草、消毒、剪定を行い、収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。松井委員、補足説明をお願いします。

松井委員 昨日、池田推進委員と現地確認しました。何ら問題ないと思います。ただ、入っていくまでのスロープのところが草まみれで奥まで入りづらいというところはありますけども、問題はないと思います。以上です。

事 務 局 続きまして申請番号30番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号30番、図面はNo.4です。この度、駐車場として既に転用している違法状態を是正するための申請に及んだものです。申請地は、
に位置し、宅地と山林等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は併用地を含め合計997.3㎡に自動車27台の駐車場を設置する転用であり、配置計画からみても転用規模は適当と思われます。併用地を含めた敷地は現在砕石敷きとなっており、雨水は自然浸透されているため、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、他地目と一体的に行われる事業であること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。河邊委員補足説明をお願いします。

河邊委員

8月2日に鈴木推進委員と現地確認しました。この地図で見ていただくように、駐車場のほんの極々狭い範囲が畑で残っていたということで、それを含めて駐車場にということで是正される案件ですので、問題ありません。以上です。

事務局

続きまして申請番号31番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号31番、図面はNo.5です。申請者は[]に住む者で、今回農家等の分家住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は、[]に位置し、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地と判断いたしました。審査をしたところ、第1種農地の不許可の例外規定である集落接続に該当する事業であること、住宅1棟96.89㎡を建築することとなっており、敷地面積に対して建蔽率22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水については、合併浄化槽を経て道路側溝へ排出する計画であることから周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

8月2日に鈴木推進委員と現地確認しました。北側と東側が道路で、南側が畑なんですけどもこの貸人の方の畑が残るということで、場所も南側なので問題ないと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第36号につきまして、原案ど

おり承認することとします。

続きまして「議案第 37 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書 6 ページをご覧ください。公告予定が 8 月 20 日の農用地利用集積計画について説明いたします。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 3 筆あります。県の農業振興公社が 5967 m²の農地を 3 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さん、[REDACTED]に本社のある[REDACTED]に分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 37 号につきましては、原案どおり承認することとします。続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書 8 ページをご覧ください。報告事項第 23 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 3 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 10 ページをご覧ください。報告事項第 24 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 3 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありま

したらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の定例会は、9月17日(火)午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

(その他連絡事項)

議長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会8月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後2時35分

